

# 特別寄稿

狛江市の教科書採択に関する取り組み

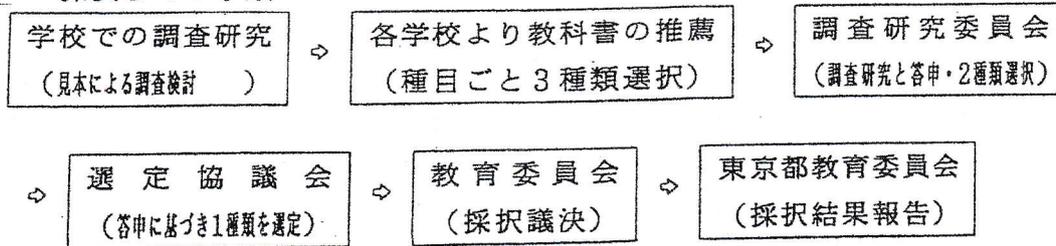
和田哲子 2018年2月23日

教科書採択に関して教育委員会の動きに関心を持つようになったのは2001年の「つくる会教科書」の参入で採択への介入が強まったことからでした。

■2001年2月26日 2月8日付の都教育庁からの「教科書採択事務の改善について(通知)」に左右されることなく狛江の子どもたちにとって本当によい選択をするようにと要望書提出。この段階では狛江の会としてのまとまりはなく和田個人としての動きでした。

当時の

採択までの手順



しかし採択の作業中の6月15日に「教科用図書選定のための機関設置要綱」が「改正」され、調査研究委員会での2種類選択が外されてしまいました。「絞り込み」を避けたのでしょうか。

7月9日採択 歴史は教育出版、公民は日本書籍に決まり、全国的にも早い決定だったので「狛江市では扶桑社選ばれず」と報道されました。この後和田は教育委員会を毎回傍聴することに。

■それまでの「教科用図書選定のための機関設置要綱」が廃止されて2004年小学校 2005年中学校それぞれ「教科書採択に関する要綱」制定。大きく変わったのは教科書選定協議会の構成と役割。

旧構成：教育委員5名

役割：「協議会は調査研究委員会の答申に基づき、各教科ごとに同一の教科書を採択するための協議を行う。」(第3条3)

【実質ここで教科書が決められ、定例教育委員会では報告だけだった。】

各学校における調査 → 調査研究委員会 → 選定協議会 → 教育委員会  
(各教科3位推薦) (上位から2種類に) (1種類に決定) (採択)

新構成：校長7名、教頭3名(各教科委員長+会長1名)、教育委員会事務局職員2名(指導室長、指導主事)、市民代表(小学校PTA会長)2名の計14名

役割：「協議会は委員会(教育委員会のこと)の諮問に応じて、第4条に規定する教科別調査研究委員会から提出された調査研究結果及び各学校から提出された校内調査研究資料を審議し、全ての教科書について意見を付して委員会に報告する」(第2条2)

【今度は資料を作成して教育委員会に答申するという役割になった。第9条では市民からのアンケートも参考意見として扱うことが位置づけられた。】

教科別調査研究結果  
校内調査研究資料  
市民アンケート(参考意見) → 教科書選定協議会(資料の作成) → 教育委員会(1種に決定)

合わせて制定された「実施細目」にはどの段階の資料についても「教科書を比較した表現は避け、

教科書それぞれの特色等に留意して具体的に記述する。」という文言があり実際にどれが使いたいのかということは分りにくい資料しか作れないようになっていきます。この年 12 月「子どもと教科書 狛江の会 会員ニュース」創刊号発行。

■2005 年 8 月 9 日 中学校教科書採択 歴史は東京書籍、公民は清水書院。事前に教育委員に資料送付、市民には展示会に行きアンケートを出すこと、意見広告への協力などを働きかけました。

採択終了後情報公開請求をしてみると「歴史」では 4 校すべてから報告の出ている「日本書籍新社」ではなく 3 校からしか出ていなかった「東京書籍」に、英語では 3 校から出ている「東京書籍」「学校図書」のどちらでもなく 2 校からしか出ていなかった「三省堂」が採択されていたことが分り、1.これまでは各学校からの報告が最多であったものが選ばれていたのになぜ今回はそうでなかったのか説明を求めると。2.教育委員会の広報紙である「狛江の教育」の記事が不正確であったことについて訂正を求めると。3.選定協議会から教育委員に説明する会を公開にすること。4.各学校にすべての教科書を配置すること。を求める「請願書」提出、意見陳述も行いました。

回答は 1.・・・教科書採択は、教育委員会が責任と権限に基づいて主体的に行うため、校内研究資料における順位付け等のいわゆる絞り込みをすることは適切でないと考えております。現場教員がかかわる校内研究及び教科別調査研究の一層の充実を図るとともに作成資料を採択の資料として活用してまいります。2.(不正確さを認めて)12 月 26 日付で訂正。3.説明会のあり方については検討してまいります。4.教育研究所に配置してあるので、各学校に置くことは考えていない。というものでした。文科省や都教委から下ろされてくる「採択は教育委員会の責任と権限において」が強く浸透していることを再確認された感じです。

■2006 年 5 月 19 日 請願書に対する回答について申し入れ書提出

「教育委員会が責任と権限に基づいて主体的に行う」ことについて改めて採択権が教育委員会にあるという法令上の規定はないこと、教育委員会の役割は現場の先生方が十分に教科書採択に関われるように条件を整備して、その意向を取りまとめることであることを認識して頂きたいと強調しました。この後もことあるごとにこの主張は繰り返し続けて今に至るまで攻防戦が続いています。教科書を各学校に配置することについては最近では教科書採択中も採択が終わった後も各学校に配置されているようです。学校数の少ない小さな市であることのメリットだと思います。

■2009 年 学習指導要領の改訂を控えて他教科は新たな検定申請はなく、自由社の参入があった歴史だけが本来の手続で採択が行われることになりました。

2 月 13 日 教育長宛に申し入れ書提出。1.校内調査研究資料の位置づけを堅持すること。2.選定協議会から教育委員への説明会を公開にすること。3.市民対象の展示会の充実と、積極的な広報。5 月 11 日の教育委員会では「現場の意見はきちんと反映できるのか」「現場で綿密に検討してもらおうプロセスが大切」という発言があり、これまでの私達の主張が届いているのかな、と意を強くしました。各学校からの報告は各教科 3 発行者記入という様式も変更されずこれまではこれを 1 枚提出することが慣例となっていて今回も「種目ごとに順位をつけずに 3 発行者を実施細目 4 条 2 項により記述してください」と通知を出したところある中学校の校長から「全発行者ではないのか」と指摘があり、たしかに細目の 4 条には「学校は、種目ごとに全ての教科書について調査研究し・・・」とあるので全発行者について出してもらおうことにした、という変更がありました。

これを受けて各中学校の社会科の先生宛に「本当に使いたいのほどか」が分かるような書き方をしてください」という手紙を送り、教育委員宛にも手紙を出して、意見を聞いてもらう機会も作ってもらいました。そこでは委員長が繰り返し「お気持ちはよく分る」と理解を示してはくれたのですが弁護士であり一番熱心な委員さんから「採択は教員の権利だとして任せられた場合、何かあったと

きに教員個人に責任を負わせられますかね。やはり教育委員会というきちんとした組織が担うべきではないですか」という発言があり、それでも教科書を選ぶのは現場の先生だ、責任も感じ、力を付けてほしいのだと反論し、改めて手紙も出しました。

8月3日 東京書籍 採択 9月15日 全発行者提出への変更のいきさつ、「広報こまえ」の市民向け展示会の案内の不正確さ、情報公開請求への回答の遅さ、などについて質問書提出。9月28日付で回答あり。

■2010年2月22日 「2010年度に行われる小学校教科書採択について申し入れ」提出、教育長と面談。1.校内調査研究資料の提出を1枚とすること。できれば希望順位がわかるような書き方にする 2.選定協議会のこと、3.市民向け展示会のことなどこんこんと話し込みました。

4月3日 狛江の会として初めての学習会「新学習指導要領でどんな教科書がつけられたか」講師石山久男さん

5月7日 教育長が替わったので新教育長に面談、申し入れ。校内調査研究資料の提出を1枚に戻すことを中心にお願い。

6月8日 「広報こまえ」の市民向け展示会の案内が前年と同じ不備(アンケート受付のことが書いてない)が分かったので教育長に申し入れ、指導室長も同席して前年の不備、こちらからの質問書も回答も見えていないことが判明。校内調査研究資料については今年も全発行者分提出を通知したとのこと。指導室長は「全者分出させなければ本当に全ての教科書についてきちんと調査するかどうかわからない」と失礼なことも言いました。

■2011年1月18日 「2010年に行われた小学校用教科書等の採択についてのお尋ねと2011年に行われる中学校用教科書等に採択について申し入れ」提出と教育長との面談。指導室長も同席。小学校の採択について情報公開で出された「選定協議会会議記録」に光村の国語についてのやり取りのなかで委員一人である指導主事から「私が入れた内容です。」「・・・緑野小さんの書き方を私がそうとういやくして書いちゃったんです」という発言があること。「選定協議会資料」で2種類ある日文の教科書を取り違えた記述があること、を示してこれで教育委員さんに本当に正しく現場の意向が伝わり、正確な資料に基づく判断ができるのか、とただしました。それを踏まえて2011年の中学校採択ではこれまでの要求を実現して現場の先生方の選択がきちんと反映されるように念を押しました。特別支援学級では各学級が検討して設置校の校長から報告されたものが採択されています。それが教育本来の姿であることも指摘しました。

5月19日 教育委員さんとの話し合い実現

1.校内調査研究資料の提出を1枚にすること。希望順位が分るようにすること。それを各委員に配布して学校の希望を知ることができるようにすること。2.選定協議会から教育委員への説明会を公開とすること。3..市民向けの展示会の充実と正確で積極的な広報を行うこと。ただしそのために各学校での検討の日数が短くなることのないように適切な処置を講ずること。

1.については皆さん子どもたちと一緒に実際に使う先生方の意向が尊重されることは当然のことと認めていて現在の制度の中で十分それを意識して採択に関わっているとのことでした。そして今年からは委員の皆さんが読みに行く教育長室の教科書の脇に「校内調査研究資料」と「教科別調査研究資料」を備えて参考にできるようにするとのことでした。一歩前進かと思います。2.についてはどちらからしる「圧力」感じさせてはいけなないので実現は難しいとのことでした。3.については6月1日付「広報こまえ」に載せるということです。

その後市民の皆さんには展示会に行き意見を書くこと、意見広告への協力などニュースを主体にして働きかけました。各中学校の先生方、教育委員さんにも手紙を出しました。

8月3日 採択 歴史・公民とも東京書籍

終了後の立ち話で教育長は「校内調査研究資料」「教科別調査研究資料」全て読みましたよ、と言っていました。情報公開で取り寄せた資料では「選定協議会資料」がこれまでより丁寧に充実しているように感じました。しかし市民アンケートでは「自由社・育鵬社がよい」などが44件、「自由社・育鵬社はだめ」など(先生方の意向を尊重して14件含む)が32件と冷や汗ものでした。

11月25日 学習会「教科書はだれのもの? だれが選ぶの?」 講師高嶋伸欣さん  
横浜市と沖縄八重山地区のを中心にお話ししてもらいました。

12月19日 「2012年度使用中学校教科書採択についてお尋ねと今後への申し入れ」教育長、指導室長、教育部長。1.採択のための教育委員会のとき選定協議会作成の「選定資料」を傍聴者に提示すること。2.情報公開を早くすること。3.各学校からの「校内調査研究資料」の提出を1枚に戻すこと。1.3.については明確な回答なし。2.については努力するという回答でした。

■2012年6月24日市長選で市長が替わり、それに伴って教育長は辞任、任期切れの2人も含めて人選に時間がかかり9月議会で1人、12月議会で2人承認されました。

■2013年1月4日 教育委員会定例会で教育長選任。自民党市長のもと新しいメンバーで教委委員会が動き始めました。

3月8日 教育委員会で従来の教科書採択に関する要綱が廃止されて「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則」「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する実施要綱」の制定が提案されました。役所の機構整備に合わせて各種例規の名称などを整理するということらしく、内容はほぼ従来の「要綱」「実施細目」を引き継いだものでしたがなかで一条気になる追加がありました。

「規則」(採択の権限) 第3条 市立学校において使用する教科書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第6号の規定により、狛江市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が採択する。 というものです。これまで口頭では常に主張されていましたが明文化はされてきませんでした。しかし一番気になっていた各学校からの校内調査研究資料の位置づけはそのまま残っていたので一安心でした。

3月25日 この件について教育長と話し合い。第3条については教育委員会の存在に様々な意見のある中で教科書採択は重要な役割として位置づけないと「不要」論にもなりかねない。首長側からの圧力が強まっている例もあるので教育の中立を守るためにも必要と考える。しかし他の条文でもはっきりしているとおりこれまでの手順に変更はない。現場の先生の意向を聞かずに教科書を選ぶことなどとてもできない。ということで安心しました。第5条では選定協議会のメンバーから事務局職員を外して事務方に徹することにしたのはよかったと評価しておきました。かつて指導主事が不適切な意見を言っていた例もありましたので。その指導主事が4月1日の人事異動で指導室長として返り咲いてきたのには驚きました。市長の所信表明で新たにタブレット端末が導入されることになったことについても、今の時代デジタル化は避けて通れない。しかし教育、特に低学年については基本はアナログですよ。というご意見でとても同感しました。

■2014年5月20日 「2014年小学校教科書採択について申し入れ」提出し教育長との面談も要請。1.教育委員が読みに行く教科書の設置場所に「校内調査研究資料」と「教科別調査研究資料」を配置すること。2.採択当日選定協議会作成の「選定資料」を傍聴者に配布すること。3.市民向け展示会のこと。結局このあと教育長との面談はかなわず、理由は「どなたともお会いしないという方針」ということ。この間市議会で日本会議所属の議員と共産党の議員から教科書採択についての質問があり、教育部長の答弁があまりにも認識不足で心配だったので改めて教育委員会にお願いを出しました。

6月19日の教育委員会では日本会議議員の質問に対応するかのようにこれまでにはなかった「事務連絡」という形で学習指導要領と教育基本法に留意して選んでほしい。という指導室長の発言がありました。それとバランスを取るかのように私達が申し入れていた「校内調査研究資料」と「教科別調査研究資料」は申し出があれば提供する準備はする。という発言もありました。

8月7日 採択 生活科が光村図書から東京書籍に、他は変わらず。教育委員はほとんどの教科書を読んでいたらしい議論で驚きました。選定協議会の会長、副会長が出席して委員の質問にも答え、それに参考にして結論を出していたのは評価してよいことだと思いました。しかしあまりの熱心さ、まじめさに「採択権は教育委員会にある」が定着してしまう恐れも感じました。

11月10日 「2014年小学校採択に着いての感想と2015年中学校採択について申し入れ」提出。  
1.実施要綱の「教科書を比較した表現は避け・・・」を削除して使いたいのはどれかが分りやすい資料が作れるようにすること。2.従来行われていたように各学校からの資料は1枚の提出とし、希望順位も分るようにすること。3.「教科別調査研究資料」も希望順位が分るようにし、最終の選定資料も順位をつけて教育委員会に答申するようにすること。

■2015年5月18日 「2015年中学校教科書採択について申し入れ」提出。内容は昨年11月10日に提出したのと同じ。日本弁護士連絡会の意見書、第189回国会衆議院 文部科学委員会会議録第6号も添付。5月27日各学校に委員会への申し入れと添付資料を送付。6月16日「教科書採択について申し入れそのⅡ」提出。この間「教科書展示会に行きましょう」というチラシを配布。

8月7日 採択 歴史、公民ともに東京書籍 昨年から見本本が委員さんの自宅に届けられるようになったのでこれまで以上に熱心に読んでこられたようでした。その後市議会では日本会議議員から不満の発言がありましたが教育長、教育部長ともに規定に従って公正に採択したと淡々と答弁していました。

■2016年3月4日 市議会での質問に不安を感じ、来年の小学校道徳の採択に向けて従来通り「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則」「同実施要綱」に基づいて採択を行うように「申し入れ」書提出。

12月19日 また市議会で質問があったので改めて「申し入れ書」提出。新しく教育委員になった人もいたので戦後、検定教科書になってから長い間各学校ごとに選ばれていたこと、1963年に無償措置法と抱き合わせで広域採択になってからも各学校からの希望を順位を付けて提出してその中で一番希望が多いものが採択されていたこと。その採択に大きな混乱を持ち込んだのは「つくる会」の圧力であったこと、世界の常識は「各校採択」であることなど丁寧に書き込みました。

■2017年4月24日 小学校道徳の採択に向けて「申し入れ書」提出。1.各学校に全期間見本本を配置すること。2.委員の手に「校内調査研究資料」「教科別調査研究資料」を配布すること。「市民アンケート」も。3.展示会のこと。4.採択日当日「選定資料」を傍聴者に配布すること。

市民の皆さんには展示会に向けて情報提供のチラシなど配布、

8月8日 採択 選ばれたのは「東京書籍」とにかく委員が熱心に読んでいたのに驚きました。「教科書を選ぶのは教育委員会」という意識がしっかり定着してきているのを感じました。先生方、がんばって下さらないと危ないですよ。と警告を発したいです。

終了後情報公開請求をしてみてもない通知が出ていることが分り12月15日「申し入れ書」提出。会員ニュース第50号ご覧下さい。

■2018年 中学校道徳教科書の採択の年になったので改めて申し入れ書を提出しなくてはと思っています。